

宇部市規則第二十九号

宇部市職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月三十日

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則

(宇部市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第一条 宇部市職員の退職管理に関する規則(平成二十八年規則第九号)の一部を次のように改める。

第十三条第一号ハ中「、図書館長」を削り、「図書館副館長」を「図書館長」に改める。

(宇部市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 宇部市職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和四十四年規則第十二号)の一部を次のように改める。

別表第二種の部教育委員会の事務部局の項中「図書館長」を削り、同表第三種の部教育委員会の事務部局の項中「図書館副館長」を「図書館長」に改め、同表第四種の部市長の事務部局の項中「ふれあいセンター館長(厚南ふれあいセンター、厚東ふれあいセンター、二俣瀬ふれあいセンター、小野ふれあいセンターに限る。)」を削り、同部教育委員会の事務部局の項中「図書館副館長補佐」を「図書館副館長」に改める。

(宇部市財務規則の一部改正)

第三条 宇部市財務規則(昭和四十四年規則第四号)の一部を次のように改める。

別表第一市立図書館の項中「副館長」を「館長」に改める。

別表第二市立図書館副館長の項中「市立図書館副館長」を「市立図書館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。